
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、電子記録移転有価証券表示権利等の処理に関してこれまでの審議で聞かれた意見を踏まえ、実務対応報告に含める内容に関する事務局提案について、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 実務対応報告で取り扱う内容

1. 範囲

実務対応報告に含める内容に関する事務局の提案

2. 第 127 回実務対応専門委員会（2020 年 3 月 23 日開催）及び第 431 回企業会計基準委員会（2020 年 4 月 30 日開催）における以下の事務局提案に関して、特に意見は聞かれておらず、提案通りで進める。

実務対応報告において、金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 17 号に定義される電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の会計処理の取扱いを明らかにする。

3. なお、別紙 1 に、法令上の有価証券の「発行者」及び「有価証券として発行されたものとみなされる」者について、法令上の権利ごとに記載している。

2. 電子記録移転有価証券表示権利等を発行する場合の会計処理

(1) 基本的な考え方

実務対応報告に含める内容に関する事務局の提案

4. 第 127 回実務対応専門委員会（2020 年 3 月 23 日開催）及び第 431 回企業会計基準委員会（2020 年 4 月 30 日開催）における事務局提案に関して、特に意見は聞かれておらず、以下の提案通りで進める。

電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は、基本的には、既存の、金融商品取引法第2条第2項において有価証券とみなされる権利（以下「みなし有価証券」という。）を発行する場合と同様に行う。

参考：前回の事務局提案の背景

5. 電子記録移転有価証券表示権利等と既存のみなし有価証券とを比較すると、権利に関する法的性質の観点では、電子記録移転有価証券表示権利等は、みなし有価証券の権利が電子的方法により記録され電子情報処理組織を用いて移転する財産的価値に表示されたものにすぎず、両者の権利の内容は同一であると考えられる。

みなし有価証券の発行との差は、通常は、ブロックチェーン技術等を用いて発行するか否かのみであると考えられる。このため、電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は、基本的には、既存のみなし有価証券の発行の処理と同様とすることが考えられる。

(2) 対象とする事業体等の範囲

前回の事務局提案

6. 第127回実務対応専門委員会（2020年3月23日開催）及び第431回企業会計基準委員会（2020年4月30日開催）において、以下の提案を行った。

- (1) 株式会社による電子記録移転有価証券表示権利等の発行、株式会社が匿名組合の営業者になる場合の会計処理を定める。
- (2) 株式会社以外の事業体（合名会社、合資会社、合同会社、信託、組合）による会計処理については、法務省令又は実務慣行によっており、これまで企業会計基準委員会ではこれらの事業体による会計処理を基本的に扱ってこなかったことを踏まえると、具体的な会計処理を定めることは難しいと思われる。

したがって、(1)の株式会社による会計処理のみを検討の対象とするが、実務の便宜に資するために、結論の背景において、以下を記載してはどうか。

「これらの事業体による電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理について、既存のみなし有価証券の発行の処理と同様とすることが考えられるが、上記の理由により、具体的な会計処理は定めないこととした。」

前回の事務局提案の背景

7. 電子記録移転有価証券表示権利等には株式や社債に加え、株式会社以外の会社（合

名会社、合資会社及び合同会社)の社員権や民法の任意組合契約に基づく権利等も含まれるため、株式会社以外の事業体における会計処理を明らかにすべきか否かが論点となる。少数ではあるが、株式会社以外の事業体によって有価証券報告書の提出がなされ、財務諸表監査が行われている。

8. この点、これまで企業会計基準委員会では、基本的に株式会社における会計処理を明らかにしてきており、株式会社以外の会計処理を明らかにしたのものとしては、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」における受託者の会計処理など、限定的である。

前回の事務局提案について実務対応専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見

(第127回実務対応専門委員会で聞かれた意見)

9. 株式会社以外の事業体による会計処理について、これまで企業会計基準委員会では基本的に扱ってこなかったとしているが、例えば投資事業組合に対する連結上の取扱いについては定めがあり、扱わない理由については見直しが必要ではないか。

(第431回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

10. 金融商品取引法上は、電子記録移転有価証券表示権利等の発行には株式会社が匿名組合営業者として匿名組合持分を発行する場合も含まれる。また、匿名組合と民法上の組合は、法律上別のものであり、誤解を招く可能性のある表現は見直しが必要である。

実務対応報告に含める内容に関する事務局の提案

11. 以下、株式会社以外の会社である合名会社、合資会社及び合同会社(以下「持分会社」という。)、民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、匿名組合、及び信託を「株式会社以外の事業体等」という。

12. 以下を、結論の背景に含める。

「株式会社以外の事業体等(注:別途、前項の定義を行う。)による電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理について、既存のみなし有価証券の発行の処理と同様とすることが考えられるが、上記の理由(注:次項)により、具体的な会計処理は定めないこととした。」

13. 第9項で聞かれた意見を踏まえ、「株式会社以外の事業体等」による会計処理を取り扱わない理由を以下のとおりとする。

- 第4項の「電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は、基本的には、既存のみなし有価証券を発行する場合と同様に行う。」ことを定めるためには、既存のみなし有価証券を発行する場合の会計処理（例えば、純資産の部の表示）が明らかであることが前提になるが、「株式会社以外の事業体等」の処理については、関係法令又は実務によっており、必ずしも明らかではなく、これを明らかにすることは本プロジェクトの範囲を超えることになる。
- これまで企業会計基準委員会では、基本的に株式会社における会計処理を明らかにしてきており、「株式会社以外の事業体等」の会計処理に関しては、投資事業組合を子会社の範囲に含めるかどうかの考え方について実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」に定めがあるほか、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」において受託者の会計処理が定められているなど、限定的である。

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等に財又はサービスを提供する権利が付与される場合の扱い

前回の事務局提案

14. 第127回実務対応専門委員会（2020年3月23日開催）及び第431回企業会計基準委員会（2020年4月30日開催）において、電子記録移転有価証券表示権利等に財又はサービスを提供する権利が付与される場合の扱いについて、以下の2案を提示している。

第1案

電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理について、既存のみなし有価証券の発行の処理と同様とすることのみを明らかにし、財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるケースについては取り扱わない。

第2案

財又はサービスの提供を受ける権利が付与される場合、払込金額に比して重要性が乏しい場合には、財又はサービスの提供を受ける権利について、発行時に特段の会計処理を行わないことを明らかにする（重要性が乏しくないケースについては取り扱わない。）。

前回の事務局提案の背景

15. これまでのみなし有価証券の発行では、配当や利息の支払い以外の権利が付される例はあまりなく、株主優待程度しか論点になったことはないものと考えられる。例えば、保有株式数に応じて商品が株主に配布される場合、以下のような会計上の論点が考えられる。
- (1) 経済的には金銭による配当と類似したものであるため、配当と同様に株主との間の資本取引とすべきか否か（現在では費用処理されているものと思われる。）。
 - (2) 株式の発行時に株主に対して保有株式数に応じて商品を受け取る権利が付与される場合（企業に商品を引き渡す義務がある場合）、株主による払込金額のうち、当該義務分について、別途の会計処理を行うか否か（収益認識会計基準における履行義務による取引対価の配分と同様の考え方）。（現状では、株主優待は通常重要性がないため、このような会計処理は行われていない。）。
16. 電子記録移転有価証券表示権利等に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるケースについても、前項と同様の論点が生じると考えられるが、前項(2)の論点は、暗号資産における論点にも結びつくものであり、検討には一定の時間を要するものと考えられる。また、発行事例がないため、どのような商品性が付与されるか定かではなく、具体的な扱いを定めるのは困難と考えられる。よって、当プロジェクトでは扱わないとする第1案を提示した。
17. 一方で、付与される重要性に重要性が乏しい場合には特段の処理を要しないことを示すことで、事例が広く見られるようになるまでの間、実務に資することも考えられたため、第2案もあわせて提示した。

前回の事務局提案について実務対応専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見

（第127回実務対応専門委員会で聞かれた意見）

18. ポイントが付与される場合や、暗号資産建の発行が今回の特徴でもあり、それらを取り扱わない場合には、基準を開発する意義について疑問が生じる。また、仮に今回は取り扱わないとしても、典型的な論点については専門委員会で議論しておいてはどうか。
19. 財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるケースについて、案2の「重要性が乏しくない場合には発行時には特段の処理を行わないことのみを明らかにし、重要性が乏しくないケースは取り扱わない」提案については、重要性の取扱いは一般原則であり、基準で明確にする必要はないと考える。また、案1のとおり「既存の

みなし有価証券と同様に扱うことのみを定める」こととする場合、基準に定めを置く必要があるのか疑問である。

20. ポイントが付与されているようなケースは、発行者側だけではなく保有者側の会計処理も論点になり得るため、基準で取り扱うことを検討することも考えられるのではないか。

(第431回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

21. 優先順位をつけることは賛成するが、一方で会計処理が明らかでないことが、実例がない1つの要因とも考えられ、これらの論点はICOトークンの発行の論点と同様に関係者の意見を聞きながら検討する余地を残した方が良いと考える。
22. 電子記録移転有価証券表示権利等は、既存のみなし有価証券と権利の内容が異なる訳ではないため、既存の処理を適用するのが原則であると考え。既存の有価証券でも同様の論点があるのであれば、電子記録移転有価証券表示権利等の場合だけを取り上げて検討していくことは、必ずしも合理的な進め方ではない。既存の枠組みで解決できないものや既存のものとは異なるものについて検討していくアプローチが良いのではないか。

聞かれた意見を踏まえた考察

23. 現状においても、有価証券の発行にあたり、配当や利息の受領以外の権利が保有者に付与されることがある。例えば、一定数以上の自社の株式を基準日に保有している株主に対して、自社製品やサービスを利用する権利を付与する株主優待制度が一般的であるほか¹、社債権者に特典を与える事例(特定の商品を提供する事例や、応募者に抽選で賞品(旅行券等)を贈呈する事例)も見られる。
24. 電子記録移転有価証券表示権利等においては、現時点では発行事例がないため、どのような権利が付与されるか定かではないものの、商品性を高めるために、損益の

¹ 株主優待については、現状、資本取引としての配当ではなく、損益取引として費用処理されている事例が多いものと考えられる。日本公認会計士協会会計制度委員会研究資料第3号「我が国の引当金に関する研究資料」には株主優待引当金の処理について以下が記載されている。

「株主優待は、会社法第454条等の定めに基づく剰余金の配当手続によるものではなく、また、その内容は所有株数に完全には比例しないことが一般的である点で配当とは異なっていることから、配当ではなく、費用として処理することになると考えられる。

株主優待券等の利用により企業に費用負担が生じる場合であって、その内容が期末日以前に株主に公表されており、利用実績に基づき翌事業年度以降の利用により発生する費用を合理的に見積もることができる場合には、株主優待引当金を認識することになると考えられる。ここで、株主優待制度は、基準日現在の株主に対して自社製品やサービスを提供することを約するものであることから、当該時点において引当金を認識することになると考えられる。」

分配や利息の受領以外の権利が付与される可能性があるものと考えられる。

25. 損益の分配や利息の受領以外の権利が付与される場合、受領する対価の内容によって、会計処理の構築の困難さが変わってくると思われる。以下、2つのケースを検討する。

(1) 社債のようにクーポン及び償還額が固定され、発行体の信用リスクに応じた市場利回りが容易に識別できるもの

(2) 株式や組合への出資のように配当額や償還額が固定されておらず利回りがパフォーマンスに応じて変動するもの

26. 前項(1)の、社債のようにクーポン及び償還額が固定され、発行体の信用リスクに応じた市場利回りが容易に識別できる場合、市場利回りを超える財又はサービスが付与されるときには、当該財又はサービスの付与に応じて販促費等の費用処理が行われるものと考えられる。

27. 第25項(2)の、株式や組合への出資のように配当額や償還額が固定されておらず利回りがパフォーマンスに応じて変動するものについては、検討が複雑なものとなる。

28. 現状見られるような株主優待制度のほとんどは、一般的には重要性がないため、現状行われている会計処理（費用処理）で特段問題はないものと思われる。

29. 一方で、財又はサービスの価値に重要性がある場合には、以下が論点になる。

① 株主（所有主）の立場での株主（所有主）との間の取引か否か

例えば株式の場合、現状では、脚注1に見られるように、株主優待は、会社法第454条等の定めに基づく剰余金の配当手続によるものか否かをもって、配当（株主（所有主）との間の資本取引）か費用処理（損益取引）かが区分されていると考えられる。ただし、株主に株数に応じて株主優待が行われる場合、現物配当と経済的に類似するものと考えられ、会計上、本質的には、株主（所有主）としての立場での株主（所有主）との間の資本取引とするか、株主（所有主）との取引ではあるものの、株主（所有主）の立場での取引ではないものとして費用処理とするかは、容易には決められないものと考えられる。

② 受領した対価の分割の要否

例えば株式の場合、通常のケースでは、受領した対価を基礎として払込資本の額を決定しているものと考えられる。しかし、例えば、付与された財又はサービスの価値に重要性があるにもかかわらず、受領した対価全額を払込資本とした場合、取引を適切に表さず、受領した対価を分割して払込資本と負債（前受収益、引当金等）

を計上することを考慮する必要が生じるものと考えられる。

30. 上記を踏まえると、対価の内容と重要性に応じて、具体的な定めを検討して示していくことが考えられるが、一方で、会計処理を定める場合、以下の懸念が聞かれる可能性がある。

(1) どのような財又はサービスが付与されるか現状では十分に把握できず、適切なガイダンスとなるかどうか懸念がある。

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等に他の権利が付与された場合の処理のみを対象とするのではなく、従来の有価証券に他の権利が付与された場合の処理とあわせて検討することが合理的と考えられる。

実務対応報告に含める内容に関する事務局の提案

31. 前項に記載したように、対価の内容と重要性に応じて場合分けを行って会計処理を検討する方法も考えられるが、前項に記載した懸念が聞かれることも想定される。当面、前回提案した第2案（第14項を参照）を基礎として、以下の案が考えられるかどうか（ここでは、株式会社が電子記録移転有価証券表示権利等に該当する株式を発行する場合を記載している）。

財又はサービスの提供を受ける権利が付与される場合、払込金額に占める重要性が乏しいときには、払込金額によって払込資本を計上する。また、株主との資本取引とはせず費用処理することとする（重要性が乏しくないケースについては取り扱わない。）。

(4) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行

前回の事務局提案

32. 第127回実務対応専門委員会（2020年3月23日開催）及び第431回企業会計基準委員会（2020年4月30日開催）において、暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行について、今回は取り扱わないことを提案した。

前回の事務局提案の背景

33. 前回の事務局提案は、以下の状況を踏まえたものであった。

- 電子記録移転有価証券表示権利等が暗号資産建で発行されることも想定されるものの、発行するニーズの有無は明らかではない。

前回の事務局提案について実務対応専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見

(第 127 回実務対応専門委員会で聞かれた意見)

34. 第 18 項参照

35. 暗号資産建の発行については、その法的位置付けや資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行との相違について確認する必要がある。

(第 431 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

36. 第 21 項及び第 22 項参照

聞かれた意見を踏まえた考察

37. 電子記録移転有価証券表示権利等については、暗号資産建で発行が行われることも想定されており、その場合にどのように会計処理するかが論点になり得る。

なお、第 127 回実務対応専門委員会で聞かれた意見(第 35 項参照)に関連して、暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行と資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行との相違を脚注²に記載している。

ここでは、額面価額が暗号資産により表示され、保有者から暗号資産による払込が行われ、暗号資産により利払い及び償還がなされるケースを検討する。

38. まず、発行時の貸借対照表の計上額をどのように算定するかが論点となり、暗号資産を通貨以外の「モノ」と考えるか通貨に類似したものとするかによって考え方が変わると考えられる。

暗号資産を「モノ」と考えた場合、「モノ」を対価として社債を発行し、同じ「モノ」で償還する取引と考えられる。対価として「モノ」を受領した場合の包括的な会計基準は存在しないが、現金以外で受領する対価の算定方法としては、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)の定めが参考になる。

収益認識会計基準では、現金以外の対価について、時価により算定することとさ

² 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行と資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行は、暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行者は償還額に関して暗号資産の価格変動リスクを負う点で異なる。

れている（収益認識会計基準第 59 項）。他方で、現金以外の対価を合理的に見積ることができない場合には、当該対価と交換に顧客に約束した財又はサービスの独立販売価格を基礎として当該対価を算定することとされている（収益認識会計基準第 60 項）。

収益認識会計基準の定めを参考にすると、暗号資産建の権利を発行した時点において、受領した暗号資産の時価によって取引額を算定することが考えられる。ただし、暗号資産に活発な市場が存在しない場合には、暗号資産の時価を客観的に把握することが困難であることが問題となる。

また発行後の会計処理も論点となる。「モノ」で返済する場合の会計処理を示した会計基準はないが、一般的には、日本基準において負債を時価評価することは限定されているため、「モノ」の価値による評価替えは行われたいものと考えられる。また、将来における返済見積額が負債の帳簿価額を一定程度上回る場合には、引当金の計上を検討する必要があると考えられる。

39. 次に、暗号資産を通貨に類似したものとする場合は、外貨建社債と同様に、当初の認識時は認識時点の換算レートで換算を行い、発行後は換算レートの変動に伴い換算差損益を計上することになると考えられる。

実務対応報告に含める内容に関する事務局の提案

40. 以上の論点が考えられ、相当程度検討に時間を要すると考えられ、会計処理を明らかにするニーズが必ずしも明らかではない現時点においては、当面、取り扱わないことが考えられる。ただし、今後会計処理を明らかにするニーズが生じる可能性があるため、実務対応報告の結論の背景において、今後、新たなニーズが生じた場合には、審議を行うかどうかを検討することを記載してはどうか。

ディスカッション・ポイント

電子記録移転有価証券表示権利等を発行する場合の会計処理について、実務対応報告に含める内容に関する事務局の提案に関するご意見を伺いたい。

3. 電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の会計処理

(1) 認識のタイミング

前回の事務局提案

41. 第127回実務対応専門委員会（2020年3月23日開催）及び第431回企業会計基準委員会（2020年4月30日開催）において、電子記録移転有価証券表示権利等を認識するタイミングについては、法律上の権利の移転が行われた日などとする 것을提案した。

前回の事務局提案の背景

42. 第5項に記載したとおり、権利に関する法的性質の観点では、電子記録移転有価証券表示権利等は、みなし有価証券の権利が電子的方法により記録され電子情報処理組織を用いて移転する財産的価値に表示されたものにすぎず、両者の権利の内容は同一であると考えられる。

ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の私法上の取扱いについては、現時点では必ずしも明らかではなく、ブロックチェーン上の記録で権利者が変わったとしても、実体法上の権利の移転や対抗要件の具備が必ずしも完結するわけではないとの意見が聞かれている。

よって、電子記録移転有価証券表示権利等を認識するタイミングについては、法律上の権利の移転が行われた日などとするものが考えられる。

前回の事務局提案について実務対応専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見

（第127回実務対応専門委員会で聞かれた意見）

43. 認識のタイミングについて、法律上の権利の移転という表現で全てのみなし有価証券のケースを網羅できるのか確認する必要がある（商法上の匿名組合契約に基づく匿名組合員の地位を表示する権利の移転について、いわゆるブロックチェーン上の記録で匿名組合員に関する権利者が変わったとしても、営業者の承諾がなければ匿名組合員の地位が移転することにはならないケースなども網羅できるのかどうか）。

（第431回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

44. 事務局提案では、法律上の権利が移転した時点で認識を行うこととされている。既存の有価証券と同様に、金融商品会計における有価証券の認識の時点や金融商品の

消滅の認識の要件を踏まえて検討する必要があるのではないか。

聞かれた意見を踏まえた考察

(有価証券の売買契約の認識タイミング：現行の定め)

45. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)においては、金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結した時は、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならないとされている(金融商品会計基準第7項、別紙1参照)。

また金融資産の消滅の認識について、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならないとされている(金融商品会計基準第8項)。さらに、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とされる(金融商品会計基準第9項、別紙1参照)。

- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

46. 金融資産のうち有価証券の売買契約の認識については、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)において下記のとおり定められている(金融商品実務指針第22項、別紙1参照)。

- 有価証券の売買契約については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間³である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う(以下「約定日基準」という。)

³ 「通常の間」については、金融商品実務指針第23項に下記のとおり説明されている。

「受渡しに係る通常の間とは、原則として、我が国の上場有価証券については、証券取引所の定める約定日から受渡日までの日数など、金融商品の種類ごとに、かつ、市場又は取引慣行ごとに、通常受渡しに要する日数をいう。例えば、上場株式の発行日取引や発行前に約定される債券の店頭取引等については、個別具体的なケースごとに市場の慣行であると合理的に考えられる日数をいう。」

ただし、約定日基準に代えて保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日基準によることができる。

- 約定日から受渡日までの期間が通常の間よりも長い場合、売買契約は先渡契約であり、買手も売手も約定日に当該先渡契約による権利義務の発生を認識する⁴。

(電子記録移転有価証券表示権利等を認識するタイミング)

47. 上述のとおり、有価証券を認識するタイミングは、契約上の権利が生じた時点为原则とするものの、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間であるかどうかによって具体的な扱いが異なる。

- 約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合には、約定日において有価証券を認識する。この定めが置かれた理由のひとつとして、約定日から短期間に受渡しが行われ第三者対抗要件を満たすことが説明されている。
- 約定日から受渡日までの期間が通常の間よりも長い場合や、市場や取引慣行がない場合においては、金融資産の契約上の権利が生じたとき、通常、受渡日において有価証券を認識する。

48. 通常の有価証券と異なり、電子記録移転有価証券表示権利等の私法上の扱いが明らかではない現状においては、現行の有価証券の認識の定めをすべて準用することはできないと考えられる。

すなわち、金融商品実務指針第 22 項でいう「約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合」に該当すると企業が判断した場合に、通常の有価証券のように約定日から短期間に第三者対抗要件を満たすか否かは現時点では必ずしも明らかではないため、現行の定めに従って約定日において電子記録移転有価証券表示権利等を認識することは必ずしも適切ではない可能性がある。

したがって、電子記録移転有価証券表示権利等の私法上の取扱いが必ずしも明らかではないことを踏まえると、金融商品会計基準で定める認識の原則(上記第 45 項参照)、すなわち金融資産の契約上の権利が生じたときに、電子記録移転有価証券

⁴ 市場性ある有価証券については、決算日における未決済の先渡契約をデリバティブ取引として時価評価し、評価差額を損益計算書に計上する(金融商品実務指針第 236 項)。

表示権利等を認識することのみを定めることが考えられる。

49. ただし、私法上の取扱いが必ずしも明らかではない現時点においては、「金融資産の契約上の権利が生じたとき」を判断することは個々の案件によることになり、ガイダンスとして十分ではないとの指摘を受ける可能性があるものと考えられる。

(電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識するタイミング)

50. 第 45 項に記載したとおり、金融資産の消滅の認識は、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときに行うこととされている。さらに、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するための要件のひとつとして、譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていることが定められており、法的観点を踏まえた定めとなっている。
51. 一方、第 46 項に記載したとおり、有価証券については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合には、金融資産の消滅の認識における法的保全の要件（現物を引き渡さなければ第三者対抗要件がないこと。）を満たしていなくとも、約定日において消滅を認識することとされている。このような例外的な定めが置かれた理由のひとつとして、受渡期間が短く、短期間に受渡しが行われ法的要件を満たすことが説明されている。
52. 第 48 項に記載した認識の論点と同様に、電子記録移転有価証券表示権利等の私法上の扱いが明らかではない現状においては、現行の有価証券に関する消滅の認識の定めをすべて準用することはできないと考えられる。

すなわち、第 48 項と同様に、金融商品実務指針第 22 項でいう「約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合」に該当すると企業が判断した場合に、通常の有価証券のように約定日から短期間に第三者対抗要件を満たすか否かは現時点では必ずしも明らかではないため、現行の定めに従って約定日において電子記録移転有価証券表示権利等を認識することは必ずしも適切ではない可能性がある。

したがって、第 50 項に記載した消滅の認識の原則どおり、消滅の認識の 3 つの要件を満たしたときに、電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識することのみを示すことが考えられる。

53. ただし、私法上の取扱いが必ずしも明らかではない現時点においては、「金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したとき」を判断することは個々の案件によることになり、ガイダンスとして

十分ではないとの指摘を受ける可能性があるものと考えられる。

実務対応報告に含める内容に関する事務局の提案

54. 電子記録移転有価証券表示権利等の認識及び消滅の認識については、第 48 項及び第 52 項に記載したとおり、金融商品会計基準における認識及び消滅の認識の原則どおりとすることのみを示すことが考えられる。
55. ただし、第 49 項及び第 53 項に記載したとおり、私法上の取扱いが必ずしも明らかではない現時点においては、前項に示した内容のみではガイダンスとして十分ではないとの指摘を受ける可能性があり、この点をどう考えるかご意見をお伺いしたい。

(2) 期末評価

前回の事務局提案

56. 第 127 回実務対応専門委員会（2020 年 3 月 23 日開催）及び第 431 回企業会計基準委員会（2020 年 4 月 30 日開催）において、以下の提案を行った。
 - 電子記録移転有価証券表示権利等の期末評価については、原則として既存の有価証券の会計処理と同様とする。
 - ただし、民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、匿名組合等への出資の評価については、市場性のある有価証券に関する売買目的有価証券やその他有価証券の定めを準用するとの定めを置く。

前回の事務局提案の背景

57. 上述のとおり、権利に関する法的性質の観点では、電子記録移転有価証券表示権利等は、みなし有価証券の権利が電子的方法により記録され電子情報処理組織を用いて移転する財産的価値に表示されたものにすぎず、両者の権利の内容は同一であると考えられるため、電子記録移転有価証券表示権利等の期末評価については、既存のみなし有価証券の会計処理と同様とすることが考えられる。
58. しかしながら、組合への出資については、これまで広く流通することが想定されておらず、既存の定めによると、通常の有価証券とは異なり、出資者の持分相当額を取り込む処理が求められている。

今後、電子記録移転権利の流通市場が整備された場合、市場価格が形成されることとなる。その場合には、これまでと保有目的が変更される可能性があり、市場性のある有価証券に関する売買目的有価証券やその他有価証券の定めを準用するこ

とが、投資家により有用な情報を提供することになると考えられる。

前回の事務局提案について実務対応専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見

(第127回実務対応専門委員会で聞かれた意見)

59. 電子記録移転権利に該当する組合への出資は市場性のある有価証券に関する売買目的有価証券やその他有価証券の定めを準用するという提案について、市場価格が十分に形成されるのかどうかも不明確であり、減損やその他の論点への影響も考慮すると、会計処理を見直す必要性が生じるのか疑問である。

(第431回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

60. 組合への出資が売買目的になるということはあるのか疑問であり、仮にそうだったことが想定されたとしても、形式的には既存の組合への出資についても売買目的になる可能性はある。電子記録移転権利についてのみ定めるのではなく、既存のものを含め、全体として議論する必要があるのではないか。

聞かれた意見を踏まえた考察

61. 以下、組合への出資に関する期末評価について検討を行う。ここでは、金融商品取引法第2条第2項でみなし有価証券とされる権利、具体的には下記を対象としている。以下、下記の権利を「組合への出資」という。

- 民法上の任意組合契約に基づく権利
- 投資事業有限責任組合に基づく権利
- 有限責任事業組合契約に基づく権利
- 匿名組合契約に基づく権利

(組合への出資に関する現行の定め)

62. まず、組合への出資に関する現行の定めを整理する。組合への出資については、原則として、組合財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上することとされている。つまり、貸借対照表及び損益計算書において、出資者の持分相当額を純額で取り込む方法が

原則とされている⁵（金融商品実務指針第 132 項、別紙 1 参照⁶）。

63. 上記の定めは、以下を踏まえ、実務で行われていた会計処理を踏襲したものと考えられる。

民法上の任意組合、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合への出資

- 民法上の任意組合⁷については、「法律上その財産は組合員の共有とされていることを考慮して、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する実務もある」（金融商品実務指針第 308 項、別紙 1 参照、いわゆる総額法）。
- 他方、これらの組合であっても、「出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合には、匿名組合、リミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が適切と考えられる」（金融商品実務指針第 308 項、別紙 1 参照、いわゆる純額法）。

匿名組合への出資

- 匿名組合への出資については、金融商品実務指針において明記されていないものの、任意組合とは異なり、財産は組合員の共有とはならないが（財産は営業

⁵ 組合の持分及び損益を取り込む方法については、契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとされており（金融商品実務指針第 308 項、別紙 1 参照）、複数の方法を認めている。金融商品実務指針第 308 項では「状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められると考える」とされていることから、組合等の持分及び損益を取り込む方法としては以下の 3 つの方法が存在している。

- ① 貸借対照表・損益計算書とも持分相当額を純額で計上する方法（いわゆる純額法）
- ② 貸借対照表・損益計算書とも各項目の持分相当額を計上する方法（いわゆる総額法）
- ③ 貸借対照表は純額で計上し、損益計算書は損益項目の持分相当額を計上する方法（いわゆる折衷法）

⁶ 有限責任事業組合に対する出資者の会計処理については、実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」に定めがあり、民法上の組合等への出資と同様に「金融商品会計に関する実務指針第 132 項により会計処理を行うことが適当であると考えられる」とされている。

⁷ 金融商品実務指針では言及されていないが、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合についても同様と考えられる。

者にのみ帰属し、匿名組合員には財産の所有権がない)、事業から生じる利益又は損失がすべて組合員に分配される⁸点は任意組合と同様であるため、持分相当額を純額で取り込む方法(いわゆる純額法)が適切と考えられたものと見受けられる。

- 一方、匿名組合であっても、「実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため」⁹、「貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当でないことも想定される」(金融商品実務指針第308項、別紙1参照)。

(通常の有価証券に関する現行の定め)

64. 次に、通常の有価証券に関する現行の定めについて整理する。通常の有価証券(株式)については、金融商品会計基準により、保有目的等の観点から分類することが求められ、以下のとおり、各分類に応じた処理がなされる。

- 売買目的有価証券¹⁰：時価評価(評価差額は当期の損益に含める)
- 子会社株式及び関連会社株式(個別財務諸表上)：取得原価
- その他有価証券：時価評価(評価差額は当期の損益に含めない)

⁸ 匿名組合員への損益の分配割合は契約の定めによる。

⁹ 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」には以下の記載がなされている(Q1)。

「また、投資事業組合が商法上の匿名組合として組成される場合、業務執行は営業者によって行われる(商法第536条第3項)。この場合、民法上の任意組合のように組合員相互間に契約はなく組合財産も形成されないが、同一の投資事業について営業者が複数の匿名組合員との間でそれぞれ匿名組合契約を締結することが多く、また、投資事業有限責任組合や民法上の任意組合として組成される場合と経済実態に差がない場合も多い。」

¹⁰ 売買目的有価証券については、金融商品実務指針第65項において下記の説明がなされている。

「金融商品会計基準第15項でいう「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する」とは、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有することをいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいう。したがって、売買目的有価証券とは、いわゆるトレーディング目的の有価証券を指す。一般に、企業が保有する有価証券を売買目的有価証券として分類するためには、有価証券の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署(関係会社や信託を含む。)によって売買目的有価証券が保管・運用されていることが望ましい。

上記の要件を満たす売買目的有価証券の典型的な例としては、金融機関の特定取引勘定に属する有価証券、運用を目的とする金銭の信託財産構成物である有価証券(第97項参照)が挙げられる。

しかしながら、定款上の記載や明確な独立部署をもたなくても、有価証券の売買を頻繁に繰り返している場合には、当該有価証券は売買目的有価証券に該当する。」

また、市場価格のない有価証券は、取得原価で評価される。

(組合への出資に関する定めと通常の有価証券に関する定めとの比較)

65. 上記のとおり、組合への出資については持分相当額を取り込むこととされており、有価証券に関する定めと異なる。これは以下の理由によるものと考えられる。
- 組合への出資が広く市場で流通し、出資者が市場で持分を売却することが想定されていなかったため、有価証券のように売買目的等の保有目的に応じた処理は求められていなかった。
 - 民法上の組合については法律上その財産は組合員の共有とされていること、及び組合事業から生じる利益又は損失がすべて組合員に分配されることを踏まえ、取得原価ではなく、持分相当額を取り込む処理とされた。

(電子記録移転権利に該当する組合への出資の扱い)

66. 今後、電子記録移転権利に該当する組合への出資について市場が形成され、流通性が従来よりも高まることが考えられる。その場合、出資者は出資を財産の共有とみて保有するのではなく、市場価格の変動によって利益を得ることを期待して保有するケースも出てくると考えられることから、保有目的に応じた処理を行うことで、従来の処理よりも有用な情報が提供される可能性がある。
67. 前項を踏まえると、電子記録移転権利に該当する組合への出資については、下記のように場合分けすることが、一つの方法として考えられる。
- 出資者が組合財産を共有する目的で出資しているのではなく、組合を事業体とみて投資を行っている場合においては、有価証券の定めを準用する。
 - その他の場合においては、現行の定めを用いる。

一方で、市場が形成され流通性が従来よりも高まった場合においても、出資の法的性質は変化しないことから、有価証券の定めを準用することについては、十分な検討が必要になるものと考えられる。

また、以上の論点の検討は既存の組合への出資に関する会計処理にも影響を与える可能性があり、相当程度検討に時間を要すると考えられる。

68. 前項の検討を踏まえると、市場の形成が行われていない現時点においては、当面、取り扱わないことが考えられる。ただし、今後会計処理を明らかにするニーズが生じる可能性があるため、実務対応報告の結論の背景において、今後、新たなニーズが生じた場合には、審議を行うかどうかを検討することを記載してはどうか。

ディスカッション・ポイント

電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の会計処理について、実務対応報告に含める内容に関する事務局の提案に関するご意見を伺いたい。

4. 今後検討する事項

69. 今後、以下を検討する必要があると考えられる。

- (1) 開示（表示及び注記事項）
- (2) 適用時期等

ディスカッション・ポイント

他に検討すべき論点があれば、ご意見を伺いたい。

(別紙1)

I. 法令上の有価証券の「発行者」及び「有価証券として発行されたものとみなされる」者

金融商品取引法第2条第5項¹¹及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第3項において、次の者が、有価証券の「発行者」及び「有価証券として発行されたものとみなされる」者とされている。これらの者に対して、有価証券又はみなし有価証券を発行する際の開示規制が課されている。

- 株券、社債券に表示されるべき権利：有価証券を発行し、又は発行しようとする者
- 持分会社の社員権：業務を執行する社員
- 任意組合契約に基づく権利：当該組合契約によって成立する組合の業務の執行を委任される組合員
- 匿名組合契約に基づく権利：当該匿名組合契約における営業者
- 投資事業有限責任組合契約に基づく権利：当該投資事業有限責任組合契約によって成立する組合の無限責任組合員
- 有限責任事業組合契約に基づく権利：当該有限責任事業組合契約によって成立する組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員
- 信託受益権：
 - ① 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる場合：当該権利に係る信託の委託者
 - ② ①以外の場合（当該権利に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が

¹¹ 金融商品取引法第2条第5項（下線はASBJ事務局）

「この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。」

委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。)：当該権利に係る信託の受託者

- ③ ①及び②以外の場合：当該権利に係る信託の委託者及び受託者

II. 参照している会計基準等

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(「金融商品会計基準」)

III. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識

1. 金融資産及び金融負債の発生の認識

7. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない

2. 金融資産及び金融負債の消滅の認識

(1) 金融資産の消滅の認識要件

8. 金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。

9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。

(1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

(2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

(3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

(結論の背景)

1. 金融資産及び金融負債の発生の認識

55. 商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、一般に商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識するが、金融資産又は金融負債自体を

対象とする取引については、当該取引の契約時から当該金融資産又は金融負債の時価の変動リスクや契約の相手方の財政状態等に基づく信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時においてその発生を認識することとした（第7項参照）。

したがって、有価証券については原則として約定時に発生を認識し、デリバティブ取引については、契約上の決済時ではなく契約の締結時にその発生を認識しなければならない。

2. 金融資産の消滅の認識

(1) 基本的考え方

56. 金融資産については、当該金融資産の契約上の権利を行使したとき、契約上の権利を喪失したとき又は契約上の権利に対する支配が他に移転したときに、その消滅を認識することとした（第8項参照）。例えば、債権者が貸付金等の債権に係る資金を回収したとき、保有者がオプション権を行使しないままに行使期間が満了したとき又は保有者が有価証券等を譲渡したときなどには、それらの金融資産の消滅を認識することとなる。

(2) 金融資産の譲渡に係る支配の移転

57. 金融資産を譲渡する場合には、譲渡後において譲渡人が譲渡資産や譲受人と一定の関係（例えば、リコース権（遡求権）、買戻特約等の保持や譲渡人による回収サービス業務の遂行）を有する場合がある。このような条件付きの金融資産の譲渡については、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法（以下「リスク・経済価値アプローチ」という。）と、金融資産を構成する財務的要素（以下「財務構成要素」という。）に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法（以下「財務構成要素アプローチ」という。）とが考えられる。証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展すると、例えば、譲渡人が自己の所有する金融資産を譲渡した後も回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなるものと考えられる。このような場合、リスク・経済価値アプローチでは金融資産を財務構成要素に分解して支配の移転を認識することができないため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されないこととなる。

58. このため、本会計基準では、金融資産の譲渡に係る消滅の認識は財務構成要素アプローチによることとし、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは次の三要件がすべて充たされた場合とすることとした（第9項参照）。

- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

譲渡人に倒産等の事態が生じても譲渡人やその債権者等が譲渡された金融資産に対して請求権等のいかなる権利も存在しないこと等、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることが必要である。したがって、譲渡人が実質的に譲渡を行わなかったこととなるような買戻権がある場合や譲渡人が倒産したときには譲渡が無効になると推定される場合は、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。なお、譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の請求権の対象となる状態にあるかどうかは、法的観点から判断されることになる。

- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息又は配当等により投下した資金等のほとんどすべてを回収できる等、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。したがって、譲渡制限があっても支配の移転は認められるが、譲渡制限又は実質的な譲渡制限となる買戻条件の存在により、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受することが制約される場合には、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。

なお、譲受人が特別目的会社の場合には、その発行する証券の保有者が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。

- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

譲渡人が譲渡した金融資産を満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していることにより、金融資産を担保とした金銭貸借と実質的に同様の取引がある。

現先取引や債券レポ取引といわれる取引のように買戻すことにより当該取引を完結することがあらかじめ合意されている取引については、その約定が売買契約であっても支配が移転しているとは認められない。このような取引については、売買取引ではなく金融取引として処理することが必要である。

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(「金融商品実務指針」)

デリバティブ

6. デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品である。

- (1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
- (2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- (3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

有価証券の売買契約の認識

22. 有価証券の売買契約については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う（以下「約定日基準」という。）。ただし、約定日基準に代えて保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日基準によることができる。

約定日から受渡日までの期間が通常の間よりも長い場合、売買契約は先渡契約であり、買手も売手も約定日に当該先渡契約による権利義務の発生を認識する。

受渡しに係る通常の間

23. 受渡しに係る通常の間とは、原則として、我が国の上場有価証券については、証券取引所の定める約定日から受渡日までの日数など、金融商品の種類ごとに、かつ、市場又は取引慣行ごとに、通常受渡しに要する日数をいう。例えば、上場株式の発行日取引や発行前に約定される債券の店頭取引等については、個別具体的なケースごとに市場の慣行であると合理的に考えられる日数をいう。

有価証券の売買契約の認識

231. 有価証券の買手は約定日からその市場変動リスク等にさらされているため、約定日に有価証券を認識することに異論はないが、売手については、伝統的な会計処理基準の考え方にに基づき有価証券を引き渡したときに初めて消滅するという有力な見解がある。現物を引き渡さなければ支配の移転はなく、さらに、買手が約定日から受渡日の間に破産に至った場合又は決済代金を用意できなかった場合、有価証券を引き渡すことなく消滅もしないことになるから、受渡日基準で資産の消滅を認識すべきであるというものである。

232. これに対し、通常の間内に受け渡す有価証券の売買については、約定日から受渡日までの期間に、売手はオーバーナイトの現先取引等一部の極めて限られた運用ができるだけであって、実質的に自由処分権は喪失しており、当該有価証券に対する支配、言い換えれば当該有価証券から生じるキャッシュ・フロー等の権利は買手に移転し、売手は現金の入金と引き換えに当該有価証券を引き渡す義務を負っているのみであるから、約定日に認識すべきものであるという見解がある。この見解によれば、買手が約定日から受渡日の間に破産に至った場合、売手にペナルティーが生ずることなく契約は無効とされるから、約定日後に生じた第一の後発事象として、売手は約定日に認識した処理を取り消せばよいことになる。また、伝統的な受渡日基準を適用している場合に受渡しが期末を越えるとき、売手は当該有価証券について期末に時価又は償却原価で評価することになるが、このような処理は、売手が市場変動リスクにさらされておらず、売却損益が確定している事実と反することになる。

233. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない（金融商品会計基準第7項）とされている。これは、厳密には当該売買契約自体を認識するのであって、契約日と受渡日が異なる固定価格による売買契約は先渡契約であるから当該売買契約そのものを先渡契約として認識し、市場相場の変動に伴う当該契約の権利義務から生じる価値を金融資産又は金融負債として認識すべきことを意味しており、売買対象となった金融資産又は金融負債そのものを認識するのではないと解される。

234. 金融資産の売買の契約は市場の規則又は慣行により設定された期間（通常の間）に当該金融資産の受渡しを行うことを定めている。通常の間による売買契約を締結した有価証券については、受渡期間が短いため、現物は受渡日まで売手にあるが、金融資産の消滅の認識における法的保全の要件（現物を引き渡さなければ第三者対抗要件がないこと。）を満たしていなくとも、短期間に受渡しが履行され法的要件を満たすと同時に対価を受領すること、受渡しの履行結果も約定日後短期間に明らかとなること、与信管理を行っていれば通常、不履行のリスクは極めて低いこと、また、売買契約締結により売手の当該有価証券の将来キャッシュ・フローに対する支配は実質的に買手に移転しており、売買約定日から時価の変動リスク又は発行者の財政状態等に基づく信用リスク等が買手に生じることから、有価証券の売買取引について売手も買手も原則として約定日に有価証券の発生又は消滅を認識すべきものとした。

235. 実務的な会計処理として、買手については、約定日に有価証券と未払金を計上する約定日基準とともに、簡便法として継続適用を条件に、有価証券自体は計上せず時価変動差額を有価証券に計上するとともに当期の純損益又は純資産の部のその他有価証券評価差額金として計上する修正受渡日基準を認めることとした。したがって、期中は受渡日基準により処理し、決算日に約定済みで未受取となっている有価証券の時価変動差額のみを処理することも認められる。

また、売手についても、約定日に有価証券の消滅とともに未収入金及び有価証券売却損益を計上する約定日基準と、継続適用を条件として、有価証券自体の消滅を認識せず、売却損益を、貸借対照表上、有価証券の時価変動差額として処理する一方、損益計算書上、有価証券売却損益として計上する修正受渡日基準（この処理により当該有価証券は売却価額により評価される。）を認めることとした。したがっ

て、期中は受渡日基準により処理し、決算日に約定済みで未引渡になっている有価証券の売却損益のみを処理することも認められる。

なお、市場取引も相対取引も取引内容は同一なので、同一処理を行う。

236. 約定日から受渡日までの期間が通常の間よりも長い場合、市場性ある有価証券については、通常の間内に受け渡す有価証券の売買価格に受渡日までの期間の金利等が反映された先渡価格が売買価格となるとともに、売手は、通常、受渡期限まで所有している当該有価証券の経済的便益を享受できるので、売買契約を買手も売手も先渡契約として約定日に認識し、決算日における未決済の先渡契約をデリバティブ取引として時価評価し、評価差額を当期の純損益として計上する。ただし、当該先渡契約が、売手にとって売却対象である有価証券に関しヘッジ会計の要件を満たしている場合には、ヘッジ会計を適用する。

また、当該先渡契約が、買手にとって予定取引に係るヘッジ会計の要件を満たしている場合には、ヘッジ会計を適用する。

金融資産の消滅の認識

権利に対する支配が移る場合における金融資産の財務構成要素

30. 財務構成要素アプローチにおける財務構成要素には、将来の現金の流入、回収サービス権、信用リスク及びその他の要素がある。

将来の現金の流入は市場リスクにさらされており、回収サービス権は当該金融資産の管理・回収業務に係るものである。

譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

31. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されているかどうかについては、次の点を考慮して判定する。

① 契約又は状況により譲渡人は譲渡を取り消すことができるか否か。

- ② 譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれた場合、管財人が当該譲渡金融資産に対し返還請求権を行使できるか否か。

上記②に関して現行法制の下においては、第三者対抗要件を満たす場合に譲渡金融資産は「法的に保全」されているものとして取り扱う。

支配の移転が認められる譲渡制限

32. 譲渡制限があっても譲渡人から譲受人への支配の移転が認められる場合の譲渡制限とは、次のようなものである。

- ① 譲受人に最も有利な第三者からの購入の申込みと同一条件による譲渡人の優先的買戻権の存在
- ② 譲受人が売却又は担保差入れをする場合における譲渡人の承認（回収が不経済となったり、債務者を困難な状況に置くことがないか検討するための承認である。したがって、譲渡人の利益のため不合理に留保する場合を除く。）
- ③ 譲受人が譲り受けた資産を多数の第三者に売却することができる場合における譲渡人の競争相手への売却禁止（当該競争相手が唯一の潜在的な買手である場合を除く。）

支配の移転が認められる譲渡人の買戻権

33. 譲渡人に買戻権がある場合でも、譲渡金融資産が市場でいつでも取得することができるとき、又は買戻価格が買戻時の時価であるときは、当該金融資産に対する支配が移転している。他方、譲渡金融資産が市場で容易に取得できないもので、かつ、買戻価格が固定価格であるものは、当該金融資産に対する支配は移転していない。

また、流動化資産の残高が当初金額の一定割合を下回った結果、回収サービス業務コストの見合いから譲渡人が当該残高を買い戻すクリーンアップ・コールは、支配の移転が認められる買戻権である。

金融資産の財務構成要素

244. 金融資産を一体としてそのリスクと経済的価値のほとんど全てが第三者に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する「リスク・経済価値アプローチ」に対し、「財務構成要素アプローチ」は、金融資産を構成する財務構成要素の一部に対する支配が第三者に移転した場合に移転した当該財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する。

財務構成要素には、将来の現金の流入、回収コスト又は信用リスク及びその他の要素として期限前償還リスク等がある。

財務構成要素アプローチの考え方は、元利のある債券又は債権について、元本部分と金利部分を分離して流動化したり、債権又は金利の一部を譲渡する時代の要請に適合する。

譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

245. 契約又は状況により譲渡人は譲渡を取り消すことができる場合、又は譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれたときに管財人が譲渡金融資産に対し返還請求権を行使できる場合は、譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていない。したがって、このような場合、金融資産の消滅を認識しない。

246. 「法的に保全されている」とは、譲渡人に倒産等の事態が生じても譲渡人やその債権者等が譲渡金融資産に対して取り戻す権利を有していないこと等、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることが必要とされている。したがって、第三者対抗要件の具備留保では、この要件を満たしていない。また、譲渡人の債権者には、譲渡金融資産に係る債務者が譲渡人に対する債権を有する場合の当該債務者も含まれ、当該債務者は当該債権と譲渡された金融資産とを相殺することができることと解されていることから、第三者対抗要件を満たした上で、債務者対抗要件を満たす必要があることになる。なお、債務者対抗要件を満たした時点で存在する債務者の譲渡人に対する債権は譲渡された金融資産と相殺できると解されている。

しかし、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「債権譲渡特例法」という。）では容易に第三者対抗要件を満たす方法が定めら

れているが、債務者対抗要件については債務者の保護の立場から、そのような措置を採っていない。現状では債務者対抗要件を満たす行為は一般的ではなく、手間も費用もかかる。金融商品会計基準は法的保全として第三者対抗要件を想定していると解され、また、債権譲渡特例法による債権の流動化については、債権流動化の促進を阻害しないため債務者対抗要件を満たしていない場合でも例外的に債権の消滅を認めてよいと考えた。

247. 指名債権の譲渡は、民法第467条により、譲渡人が債務者に通知し、又は債務者がこれを承諾しなければ、これをもって債務者その他の第三者に対抗することを得ないとし、当該通知又は承諾は確定日付のある証書をもってしなければ債務者以外の第三者に対抗することを得ないとしている。したがって、民法の下では第三者対抗要件を満たせば同時に債務者対抗要件を満たすことになる。

一方、債権譲渡特例法に基づき指名債権であって金銭の支払を目的とした債権を譲渡した場合、同法第2条により、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第467条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされ、当該登記の日付をもって確定日付とされる。しかし、債務者対抗要件を満たすには、債務者譲渡登記証明書の交付による通知又は債務者の承諾が必要である。

248. 譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の返還請求権の対象となる状態にあるかどうかは、法的観点から判断されることになるが、個々の状況において法的に有効かどうか判断することであり、高度な法律上の解釈を要する場合には、弁護士等法律の専門家の意見を聴取する必要がある。

任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理

132. 第134項に定める商品ファンドへの投資を除き、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上する。ただし、任意組合、パートナーシップに関し有限責任の特約がある場合にはその範囲で純損益を認識する。

なお、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上されることになる。

308. 任意組合、パートナーシップについては、法律上その財産は組合員又はパートナーの共有とされていることを考慮して、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する実務もある。しかし、出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合には、匿名組合、リミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が適切と考えられることから、その方法を原則とした。特に、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては、これに当てはまる場合が多いと考えられる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められると考える。

他方、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについては、それらが実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当でないことも想定される。

このような多様な実情を踏まえ、組合等への出資（有価証券とみなされるものを含む。）については、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとなる。

以 上